

の他公共団体税の制限を設け、さしせまった事業以外のものは、すべて繰り延べか中止するよう指示していた。その内容をたどってみると、地方税の賦課制限法施行のさいの内容は、府県税については、地租割は、地租十[〃]五以内、戸数割營業税その他の諸税のすえおき、市町村その他公共団体税の制限にかんしては、地価割は地租十[〃]三以内、反別割は一[〃]反歩につき四十銭以内、土地にたいする課税はそれぞれの公共団体とも一種にかぎり従来のような地価割と反別割もしくは坪割を合わせるような併課を認めないことなどとなっている。

たしかに、「国富涵養」はたいへんな問題となっていて、そのために、農事改良については米麦の需要が増加するので増収をはかるうえで、害虫の予防駆除を徹底すること、緑肥と推肥の製造の増加改良をはかることをこのほか力説し、商業にかんしては、開戦にともない貿易に支障をきたし商取引が沈滞して、「他国ノ為メニ市場ヲ蚕食セラレ顧客ヲ失フ」ことになるとみて、産業の發達と顧客の維持、商権の拡張をはかるために、町村長が率先して産業家を督励するよう強調していた。また、漁業については、とりわけ、大島をはじめ伊豆七島付近の遠洋漁業を奨励している。そして、いずれの産業部門においても、労働力の不足をきたすので、戦場に動員されない者は、「平日ニ倍スルノ勤勉」をもって産業に従事することをうながしていた（大磯町役場『日露事変書類』）。

軍事資金確保 を指して

この間、政府は戦争資金を確保するための算段をいろいろ講じようとした。その一つが、戦時勤儉貯蓄組合標準である。この組合設置の雛形は、市町村単位で、市町村長の指揮監督を受け（第九条）、組合員が「日露戦役中各自勤儉ヲ励行シ毎日一錢以上ヲ貯蓄スル」という義務を課し（第三条）、その目的を達するために、常日ごろの労働時間のほかに毎日一時間以上の労働に従事し、そこからえた所得などを貯蓄にまわすことをとりきめたものである（第四条）。この戦時勤儉貯蓄を組織立てする試みが、いわば軍事体制の底辺を固める意味合いをもつとすれば、さらに軍資献納と国庫債券

の応募は、県民の国家への直接的な協力の道にほかならない。

軍資献納に関しては、希望者は、公文書をみても開戦前後から続出していた模様であるが、間もなく軍資献納の手続きが決まり一定の書式をもって行政機関であつかうことになった。また、国庫債券応募の勧誘に関しても、それぞれの地域の町村長の会合の席上で検討を進めていたようであるが、一九〇四年二月の半ば過ぎには、国庫債券応募者見込額調べを町村単位で調べるよう通達をだしていたらしい。国庫債券応募の手続きについては、実に丹念な規程がつくられ、五百円以上の応募者は氏名を記入し、それ未満の者は応募金額を区別し人数のみを記載するとか、払込金に関しては、日本銀行の支店や派出所から、町村役場あてに、「軍国ノ急」に応ずるものであるから、「延滞」のないように要請書をだしていた。

ちなみに、当初、どのような応募状況であったかという点、たとえば、二月二十日過ぎ中郡役所が直接勧誘した成果をみると、梅原修平の二万円、小塩八郎右衛門の一万円をはじめ千円以上計三十人、七万九千円ないし八万三千円ほどの見込み金額になっている（大磯町役場『日露事変書類』）。その顔ぶれは、中郡下の有力者、資産家に属する人たちである。この第一回国庫債券応募の実情を足柄下郡の町村でとらえてみると、意外に多い。郡下二十四町村で二十五円以上が四百十五、五十円以上が三百五、百円以上が百七十七、百五十円以上が五、二百円以上が八十九、三百円以上が百二十三、四百円以上が百八、の計千二百二十六口数になっている。そのうち、小田原町ではほぼそのうちの三〇割をしめる四百二十七の応募口数があり、額は、法人団体、個人をふくめて十五万四千円に達していた。ここでは、小田原銀行の三万円を筆頭に、小田原通商銀行が一万五千円、泉孫三郎が一万円、辻村常助の五千円、足柄下郡、藤沢銀行支店、添田理平次、内田才兵衛がそれぞれ三千円、辻村甚助、竹内彦太郎、小西正和、山田小兵衛、関ツル、山田又市が各二千円、小田原有信会、江嶋平八、今井徳左衛門ら一団体八人が千五百円と応募している（『明治小田原町誌』下）。ここでも、町の有力者を中心に国庫債券への応募熱は、きわめてたかか

つたとみてよい。

こうした試みが引き金になったわけではないであろうが、国庫債券の募集はかなりの成績をあげ、翌一九〇五年三月の第四回募集のさいにも、中郡役所の通牒（「中庶第一六一六号」）によると、「一般ノ応募非常ノ多額ニ達シ殊ニ価格以上ノ申込意外ノ盛況」であるというようすであった。たしかに、戦費調達的重要手段である国庫債券は、『明治大正財政史第一巻』にあきらかなように、軍資献納金は全国でも百五十万円に過ぎなかったのたいして、目標応募額とはかけ離れたけれども開戦時の第一回から一九〇五年五月の第五回募集にいたるまでほぼ均等に合計額としては約四億三千五百万円に達していた。

しかしその反面、この国庫債券の募集と、平和回復の翌年までの期限で一九〇四年四月公布された地租など十一科目の税率を増加した非常特別税法、毛織物、石油消費税の創設により、一般に戦時下の国民経済はかえって萎縮するという悪循環におちいった。

三 戦争終結をめぐる動き

歓喜と憂うつが 戦争が経過するにつれ、実際に軍事資金の需要がますます大きくなっていくにもかかわらず、金融事情は織りなす風景 緩慢で、一九〇四（明治三十七）年の八月には、兌換券の発行高は戦時財政のために前年より二千七百万

円増大しているのたいして、貸出高は前年の二千万円にくらべ、二百万円にすぎない状態であった。たしかに、「一般商工業の不振」がもとで、民間の資金需要は減少していた（『貿易新報』明治三十七年八月十四日付）。神奈川県下でも、もちろん例外ではない、だから政府筋は、一方では、旅順の陥落をきっかけに、「華美の裝飾盛大の余興」などを目論み祝勝会を開こうと

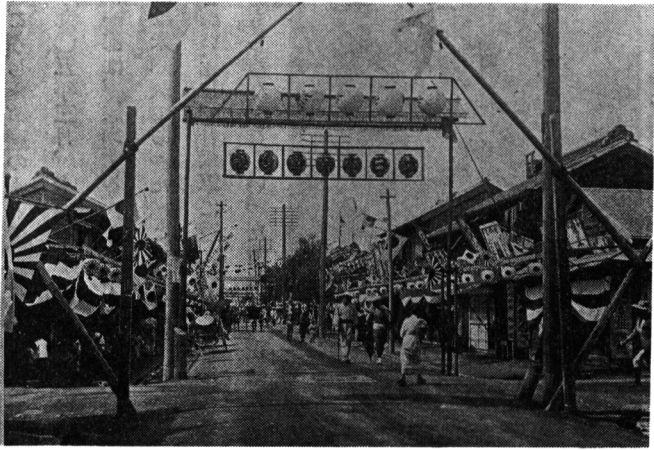


日露戦争の戦死者達（津久井郡内郷村青
年会が軍人遺族慰安会記念に作成したもの）
津久井町郷土資料館蔵

する市町村の空気を察知して、戦局の前途はすこぶる困難であることを認識し、「儉素」を主とすることを力説し続けた（『明治小田原町誌』下）。そして、当局は、この切りつめた生活スタイルを口酸っぱく説きながら、「金融ノ調和産業ノ振興」をうながし、地方産業の振興をはかるよう達しを出さざるをえなかった（中郡役所「中庶第二五〇号」）。

こうした事態のもとで、戦場では開戦の年の暮、難攻不落といわれた旅順要塞を、莫大な犠牲を払いながら攻め落とし、翌一九〇五年三月、奉天の大会戦で十万人を越える死傷者をだした末、ようやくのことで勝利をものにしていった。そして日本軍の一部は、退却するロシア軍を追って、鉄嶺を占領し、さらに開原まで前進したのである。けれども、それでもなお決定的勝利は未知数であった。というのは、ロシアは、その誇る強力なバルチック艦隊を日本に送り、日本が握っていた黄海の制海権を奪い返して日本軍に重大な打撃をあたえようと計画していたからである。

もちろん、こういった情報は、正確には国民にもたらされていなかった。けれども、戦争遂行を支える戦闘能力も物資も不足し、莫大な犠牲を払ってきた戦闘経緯からみて、民衆は固唾をのんで見守っていたのが実情である。だからこそ、旅順降伏勝利の旗行列、提灯行列は、それ以前のお祭り騒ぎにくらべて、実に派手であったらしい。たとえば『明治小田原町誌』下に掲載されている片岡永左衛門の『日記』によると、足柄下郡小田原町の提灯行列のさいには、町内は球燈国旗を軒先にかかげてそれぞれの旗をつなげて工夫をこらし、「至る所花の町」を出現したありさまで、しかも町内でイルミネーション電車を運転し、五千人が



日露戦争中に行われた横浜市寿町の祝捷会の様子

県史編集室蔵

出て、町々を練り歩き、これらの人びとは、松原神社に参会して万歳を唱え散会したという。こうした光景は、奉天、撫順占領の祝捷会のときも同様であった。県民の多くの人たちは、耐乏生活を続けながら戦局を不安な眠差^{まなざ}しでみつめてきただけに、旅順、奉天での戦いの勝利にはうつつをぬかすほどの騒ぎをくりひろげたのも無理はない。

ところでその後、東アジアにはいったバルチック艦隊がどのような経路をたどって日本に接近するか、政府・軍部はその動静に神経をとがらせていた。そこで当局は、四月の中旬にこの艦隊の正確な進路を把握^{はあく}する必要上、つぎのような訓令を発した。四月十四日付の足柄下郡長樋口忠五郎から小田原町役場あての通達（「足庶第一六六号」）によると、その文書の内容は、すべての船舶乗組員ならびに出漁中の漁民で、「敵国軍艦及運送船へ勿論其他疑ハシキ諸船舶」を発見したときは、ただちに「其隻数進航ノ方向及各船ノ橋数烟突数等」をできるだけ正確に町村役場もしくは警察署に届け出ることを要請したものである。それだけに、

海で働く人びとはもちろんのこと、相模灘沿いの住民だけでなく、すべての県民も、バルチック艦隊の動静には関心を寄せていたと伝えられている。

戦争末期の
緊迫ムード

なかでも、地方行政に携わっている関係者は、海上の戦いの帰趨ききすうとこの戦争全体への見通しをそれなりにたてながら、緊迫した空気をひしひしと受けとめていた。というのは、戦闘能力の点で、また物的資源の面でも、

かなり追いつめられている事情を察知していたからである。その空気は、毎年、六、七月に徴兵検査がおこなわれるのに、この年には検査は「時局の為」という名分のもとで四月のはじめに挙行し、しかも身長合格基準「五尺」を「四尺九寸」に下げたような事実のなかにとらえることができる。小田原町の場合でも「前例無比」の多数の合格者―壮丁総数五百五十五人のうち甲種合格九十人、乙種合格二十一人―をだしていた。それからもう一つ、四月中旬に「義勇艦隊設立費」の募集が市町村におろされてきたことも、戦争継続の事態の切迫さをそれとなく伝えていた。小田原には、四月十九日、このために海軍大佐海軍少佐矢嶋功興がやってきて郡役所内で趣旨の説明をおこなっていた（『明治小田原町誌』下）。この「義勇艦隊設立費」の募集が、地域でどのようにおこなわれたか、高座郡相原村で検証してみると、四月二十三日に郡長が村役場におとずれて「義勇艦隊」への「義金応募」の方法について話しを伝え、その後五月にはいり、村落ごとに割りあてられていることがわかる。相沢菊太郎の『日記』によると、五月十九日、小山分教場に出張して、「義勇艦隊義金」の応募の相談をして二十三日までに決定すると、負担額は小山分二百九十四円、新田分百八円、橋本が百五十六円、相原が二百八十二円となっていた（『統々相沢日記』）。ところが、この募金は、どうみても後手になっている。

このころ、すでにバルチック艦隊は対馬海峡を経て日本海にはいり、沖ノ島で日本連合艦隊と激突し、緊急度はいちだんとたかまっていた。

こうしたなかで五月二十七日、「皇国の興廢」をかけて、日本連合艦隊はバルチック艦隊と一戦を交え、その戦力三十八隻のうち撃沈二十隻、捕獲五隻の戦果をあげて圧勝した。これで日露戦争における日本の勝利はほぼ確定したのである。日本海

海戦の勝利が、いかに大きな安堵感を生じたとあたえたかということ、小田原町会が決議をもって、東郷平八郎海軍大将に「貴艦隊ノ最モ光輝アル戦捷ヲ感謝ス」という感謝状を贈っている一事からうかがえる（『明治小田原町誌』下）。

こうして、その直後、戦争終結をめぐる日本の友誼的斡旋希望を受けたアメリカ合衆国大統領T・ルーズベルトが「東洋平和」と「世界人道」のために日露両国に講和を提案し、両国がこの提案を受け入れたとき、講和尙早論のいきまぐ世論のなかでほっと一息つく空気が流れていた。

この当時、生方敏郎『明治大正見聞史』によると、休戦気分が人びとをおおい、寄るとさわると講和の条件で話しがもちきりだったという。なかには下馬評を試みる者もあり、ロシアがバイカル以東を割譲するかどうか、遼東半島の租借権や東清鐵道全線の譲渡は実現するだろうかとか、賠償金はどのくらいになるだろうか、というような話しがとりざたされていたようである。だから、外相小村寿太郎を全権委員として講和会議に送りだした国民は、合衆国の東北部の軍港ポーツマスで八月十日から開かれた講和会議に大きな期待をかけていた。

講和と非講和への空気

講和会議の推移の模様について八月下旬ともなると、さまざま憶測が流れはじめていた。『貿易新報』（明治三十八年八月二十五日付）は、樺太割譲、償金十二億円ぐらいでもし講和が成立するとなれば、「国民も小村男を歎の字で迎へる訳に参るまい」とか、「十二億に負けたのは大統領の仲裁案に依ったのではあるまいか」と論じ、日本が譲歩に譲歩を重ねるぐらいならば、会議を「破裂」にもち込んだほうがよいとおおっていた。またその反面、十二億でまとめるというには、それなりの理由があって、「満州」にたいする「日露の密約案」がとりかわされているというのなら、この線では我慢すべきであるとか、開戦当時の事情をふりかえり、戦争の将来を案ずれば、「十二億で勘弁されないこともない」し、「東洋永遠の平和」のためには償金よりも土地を確保することが有利であり、両方をできるだけとってまとめるのも一策であ

ると、疑心暗鬼に似たちゃらんぼらん主張をくりひろげていたほどである。

ところが、八月二十八日、日本が償金、割地の要求を放棄しても講和を成立せしめる方針を決議し、無賠償講和にふみきるにおよんで、講和会議への不満はつのつていった。しかも、講和の条件そのものをめぐって陰うつで険悪な空気がひろがりはじめた。九月一日、相沢菊太郎は『日記』に「講和成立」と書きとどめ、さらに日記帳の上欄余白に「日露戦争講和成る。不満足にする国民激奮無限」としたためていた（『続々相沢日記』）。この書き入れは、当時の世相を客観的に描写したものか、それとも相沢の気持ちをつづったものであるのか判断しかねるが、もし後者であるとすれば、講和への非同調の根はたいへん深いということになる。事実、九月にはいると、『大阪朝日新聞』をはじめ各紙は、「日露戦争は、一三閣臣元老の戦い」ではなく「国民の戦い」であるといったふうに論じ、「条約破棄の声」は、玉をころがすように波及し、講和に賛成する者はいないと政府を激しく攻撃していった。

『貿易新報』も例外ではなかった。同紙は、「今度の戦は十数師団の兵と十九ヶ月の日子を費やし海陸全勝を占めたにも拘はらず樺太の半部を取るだけだとすれば三国干渉に百層倍の打撃を外交に受けたのである」、「コンナ事で東洋永遠の平和などはチャンチャラおかしい」とまくしたて、「外交大敗の大市会^{だいちごかい}」を催す準備をしなければならぬと批判していた（『貿易新報』明治三十八年九月一日付）。

こうして、条約反対の気運と運動は、九月三日の大阪市公会堂で戦争継続、講和条約破棄を決議した市民大会を皮切りに、五日には東京の日比谷公園で講和反対国民大会が開かれ、注目をあびた。「満都混乱、抜刀の斬込、官邸の放火、交番の焼撃、軍隊の繰出」と報じられたように、日比谷焼き打ち事件に止められた講和条約反対の大衆暴動に、政府はついに戒厳令をしき、全国の新聞、雑誌二十八種を発行停止処分に付した。

この日比谷焼き打ち事件を頂点として、講和反対の動きは、全国に波及し、各地の非講和県民集会の数は大小あわせて二百三十に達したといわれている。横浜市でも、この間、講和問題にかんして市民の意見を発表する市民大会を開く協議を貿易業者の市民有志で進めていたが、九月十二日、平沼停車場前の空地で大会をもつことになった。そこで、協議会は、市内の軍友会、真港会など百三十余の団体に案内状をだし、さらに新聞をとおして大会参加を呼びかけたのである。そのさいに、あらかじめ大会を静粛に秩序よく運営するのでこの点に留意することをそえていた。

この市民大会に先立つ三日前の九日、すでに横浜座で、代議士島田三郎を呼んで講和問題を中心とする時局演説会が開かれた。島田はこの席上で、日比谷焼き打ち事件を批判し、政府の無責任性にふれ辞職を要求しながら、講和をめぐる外交の失敗をつき、今後、講和条約の批准を妨げることは不可能であるが、「国民は根底より奮発して戦勝国の効果を自動的に揮推」するより方法はないと論じていた。そして、この演説会の名で内閣総辞職を決議していたのである（『貿易新報』明治三十八年九月十一日付）。

島田を迎えての時局演説会には、三千名以上の聴衆が押しかけ、会場は立錐の余地もないありさまであったという。非政友会系の集会であったとはいえ、無賠償講和への批判をこめた民衆の関心は、それほどたかかったのである。

九月十二日、貿易業者らが首頭をとった平沼駅前広場の横浜市民大会は、市内で社会的地位の高い人びとの発起だけに、「中正なる国民の意見」を代表した集会とみなされていた。しかし、ここでも静穏なうちに、「名誉ある平和」を希望し、内閣の総辞職と元老の引退を決議した。

ところがその夜、羽衣座で開かれた非講和演説会は混乱におちいり、大騒擾にまで発展したのである。この演説会は『貿易新報』（明治三十八年九月十四日付）の報ずるところによると、予想外の聴衆が集まり、予定の弁士が次々と壇上に立ち方場の

喝采^{かつさい}を浴びていたところ、中村敬太郎が「将来に於ける国民の覚悟」と題して演説中、場外の群衆が瓦石を投じ、そこへもってきて、真打ちともいべき奥野万次郎、江間俊一が欠場で会主がそくさと閉会を告げたところその宣言が徹底せず、警察側が「閉会」を発言したことから、場内が騒然となり、羽衣座の内外を破壊する不穏な動きがみえ、ここから騒擾におよんでいったらしい。

民衆は、鎮撫にとめる警官側が抜剣してきたのでますます激昂し、警官が伊勢佐木町署に引き揚げた後を追って潮のごとく同署とその周辺に押しかけ、投石して警官側とわたりあった。警察側も、騎馬憲兵の応援をえて群衆のなかに突撃を試み、そのため騒ぎに火をそそぐかっこうになり、深夜、民衆は伊勢佐木町署管内の長島町、賑町、松ヶ枝町などの派出所、寿町署管内の永楽町、日の出橋、千秋橋、千歳町、車橋、亀の橋、吉浜町などの派出所を焼き払ったり、破壊し、騒動は十三日の明け方まで続く大惨事となった。

この騒動は、東京の日比谷事件と異なり、「勢に乗じて演出せる無意識の「騒動」に過ぎないとみる向きが強い（『貿易新報』明治三十八年九月十四日付）。たしかに、羽衣座での非講和演説会の責任者が配慮を欠き、閉会時の無責任さが民衆の怒りをかい騒動の導火線になっていた。しかし、前日の十一日午後聴衆百五十余名を集めた横浜座での非講和演説会が「中止」を命じられ、会場が騒然となる一幕が演じられた事実とか、三浦郡講和問題同志会の代表、県会議員の小泉又次郎らがその前日夜、講和問題の上奏書をたずさえて上京したところ、戒厳令で退去を命ぜられたいきさつが『貿易新報』（明治三十八年九月十三日付）に掲載されたことも、また、この夜の殺気だった騒動をひきおこす遠因になっていたとみてよい。

戦後経営へ の方向づけ

横浜市の騒擾に直面して、県知事周布公平は、十三日付けでただちに「神奈川県告諭第三号」を発して、市民に警告をあたえた。そこには、知事が第一師団長に出兵を要請し、すでに派遣された軍隊が市内の重要な地に

警備についていること、したがって、官憲、軍隊の警護に信頼して「心を安じ業に従ふ」こと、今後、もしふたたび騷擾をひきおこす者があらわれたときは、「各自之を避けることに心」をもちいることが強調されている（『貿易新報』明治三十八年九月十四日付）。

戦後処理にあたって、県当局としてみれば、非諍和世論に端を発する民衆の暴動化の危険をいかに除去するかが、まず焦眉の急を要する問題であった。知事が軍隊の出動を要請したのは、横浜市内に非戦闘員のロシア人が数百名滞在していること、外人の居留地である山手町、山下町には教会が多く、警官だけでは警備がおぼつかなく、秩序を維持するうえで不安があったからだという。そのために、横浜港内碇泊中の警備艦高雄に応援をもとめながら、二個中隊と補助憲兵の出兵をあおいだのである。こうして、厳重な警戒網をしきながら、横浜検事局は、十二日夜から翌朝にかけての騷擾事件の嫌疑者の取調べをはじめ、結局は、主導者とおぼしき十余名を逮捕し「兇徒嘯集罪」の令状を執行するという厳しい態度にでた。ここに、講和問題をめぐる紛糾をつうじて、戦後処理へのスタートのなみなみならぬ決意のほどがうかがえる。

県当局は、すでに政府筋がみとおしているように、欧米との今後の「国力戦争」に対処するためにその方策を市町村から打ちだしていかなければならなかった。神奈川県知事官房の言を借りれば、「平時の今日猶戦時の昨」におけるように、「義勇奉公の精神」と「隣佑相扶の情誼」をもって「国家的相互の福祉」を増進するための経営をめざしていたのである（『戦時後援誌』）。こうした雰囲気の中で、『貿易新報』は、「勇氣百倍の新日本」という社論で、「今日は決して屈辱の講和に失意して、前途の計を忘るべき時」ではないとして「日本を救ふの道は只だ国民が自覚、自重、自励して勇氣百倍の新日本を建造」することであると説いていた（『貿易新報』明治三十八年九月十六日付）。

「戦後の国力戦争」にかなう経営をどう推進するか、疲弊のどん底におちいった地域の民力をどのように回復していくかが、